

原告団

ニュース124号

目 次	
・裁判報告	1
第1 核燃をめぐる諸情勢	1
第2 再処理裁判	3
第3 高レベル裁判	4
第4 被告原子力規制委員会の対応	8
・寄稿 宗教者核燃裁判 共同代表 中嶋哲演	9
・核燃などを巡る動き・お知らせなど	11, 12

次回裁判 2020年6月19日（金）午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表（弁護士）浅 石 紘 爾

第1 核燃をめぐる諸情勢

1. 原子力規制委員会の適合性審査状況

実質的審査は2020年2月21日に一応終了し、翌3月13日に、原子力規制委員会が中立性をかなぐり捨てて指導助言してきた約1万ページに及ぶ一部補正書が日本原燃から提出されましたが、それでも更田委員長は「すんなり終わるとは思えない」と感想を述べました。案の定補正書に多くの不備がみつきり補正書訂正の事態となっています。

審査書案の提示は、早くても5月連休明けが予想されていますが、パブコメの取りまとめが出て「審査書」が完成するのは7月頃か。その後、設工認→補強工事→使用前検査→基本協定締結→本格稼働の手順を踏まなければなりません。この中で最大の難関は補強工事の成否でしょう（強汚染区域での工事はできるのかという問題があります）。

2014年の変更申請から6年を経過するも日本原燃の思いどおり2021年上期の再処理工場本格操業に漕ぎつけられるのか

どうかは極めて不透明です。

パブコメには多くの皆様の意見提出をお願いします。

2. 高レベル廃棄物の最終処分場問題

—青森は本当に最終処分場にならないのか

(1) 最終処分対話型全国説明会

2019年の年も押し迫った12月21日（八戸市）22日（弘前市）の両日、2018年7月の青森市に続きNUMOの説明会が開催されました。私は八戸会場に参加しましたので、その報告を簡単に行います。



2019.12.22 デーリー東北

参加者は約40名。開催地が青森ということですがに明らかなサクラ動員はなかったようです。

開催時間3時間のうち、NUMO側の説明が約1時間、質疑はわずか1時間20分でした。質問は科学的特性マップの信用性と青森県が最終処分場にならないかの2点に集中しました。

この説明会のでたらめさを県民に知ってもらいたいと思い、私が地元紙の声欄に投書した感想文の原稿をここに引用して批判に代えます。

① 知事と国との確約を反故にする 説明会

私たち県民の最大の関心は、青森県が最終処分地になるのではないかという不安です。知事は国と確約しているから大丈夫だと言います。それなら、わざわざ青森県内で最終処分の理解を求める説明会など開催する必要はないはずです。それが素朴な県民の疑問でしょう。NUMOは確約当事者である経産大臣の所轄機関です。最終処分地にしないと約束しておきながら、青森県を候補地の一つに掲げて、地層処分の説明をするというのは矛盾です。

知事が金科玉条に喧伝する確約は説明会開催を許したことで確約を反故にしたと言われても仕方ないのではないのでしょうか。

② 青森県は事実上の最終処分場 にならないか。

ガラス固化体が仏から六ヶ所の高レベル一時貯蔵施設に初搬入されたのは1995年でした。貯蔵期間は30年～50年の約束なので、残された時間は後5年ないし25年です。ところが、処分地の選定だけでも20年、建設に10年かかる計画であり、期限内の搬出は物理的に不可能で、このままでは、青森がなし崩し的に半永久的な処分場にさせられるおそれがあります。

再処理工場内のガラス固化体については搬出の見通しは全く立っていません。

③ 科学的特性マップのごまかし

地層処分の適地を紹介したマップは、自治体が応募する際の参考資料にさせる

目的で作成したのですが、適地の基準の一つである活断層に着目してみると、既知の活断層が存在する地域の殆どが適地とされています。偽情報、情報隠しのマップは信用できません。

④ これ以上ガラス固化体を増やさないために、原発や再処理工場の稼働は止めるべきであるというもっともな意見が圧倒的でした。

⑤ 説明会は時間が限られ、対話とは名ばかりで、最高責任者である近藤理事長は出席していたのに、参加者に対する発言は一言もなく、アリバイ作りに終始した説明会でした。

3. 宗教者核燃裁判提訴

(1) 2020年3月9日、宗教者211名が原告となって、日本原燃を被告として東京地方裁判所へ「宗教者核燃裁判」（正確には六ヶ所再処理工場運転差止請求事件）を提起しました。

訴えの形式に違いはあるものの、六ヶ所再処理工場を止めるという1点では青森の裁判と共通の目的を目指したものです。

何故今宗教者の方々がこの裁判を起こしたのか、何を訴えようとしているのか、この答えは原告団の共同代表の一人である中嶋哲演さんからメッセージを戴き後掲しましたので読んで下さい。

(2) 運転差止めの主たる理由は、再処理工場の基準地震動（700ガル）では大地震に耐えられないというもので、裁判官にわかりやすい争点で一点突破をはかろうとするものです。今後主張の追加があると思いますが、私たち青森での裁判との違いは、今さら言うまでもなく原子炉等規制法に定められている再処理指定要件を充たしていないことを理由に、原子力規制委員会（かつては安全委員会）が出した許可処分の違法・無効を訴えているもので、争点は多岐にわたっているという点です。その中でも重要な争点は、自然災害の中でも危険性が高い活断層

(地震)、火山噴火、人為的災害としては航空機墜落、隣接の石油備蓄基地の火災などの事故誘因事象及びこれに起因する重大事故対策の不備を指摘、あわせて平常運転時の被ばく問題を取り上げています。このような工場の安全性問題のほかに、プルトニウムの軍事利用、再処理技術の未熟性（事故の危険性）、経理的基礎（経済性）の欠落なども再処理特有の問題点として主張しています。

(3) 青森の再処理裁判の争点の中には、かなり専門的知識がないと難解な内容が含まれています。そこから、行政処分の当否の判断は専門家にまかせ、これがよほど合理性を欠いたひどい結論である場合に限り処分取消ができるのであって、裁判所が違法性について独自の審理はすべきではない。これが国側のいう「専門技術的裁量論」です。

しかし、裁判官の能力を一般論で予め過小評価し、原告の主張・立証範囲を限定することは避けるという戦術をとっています。それは、取消対象がたくさんある行政判断の過誤・欠落を問題にしていることと代理人がまさかと考えていた論点で勝負が決まることからです。

再処理裁判は、日本で初めての裁判であり、論点は複雑多岐にわたり、かつ専門的であることから長期化は当初から予想されていました。それに加えて新規規制基準が制定されたことによって、変更許可申請が出され、裁判は仕切り直しとなったこともあり、提訴以来28年の長期裁判となっています。

そのおかげ(?)もあって、その間、再処理の危険性、不合理性を裏付ける出来事が数々起きました。これからも、何が起きるかわかりません。情報が闇の中の原子力裁判では長期闘争も戦術の一つといえます。とは言え、再処理裁判も適合性審査の終了により、元の軌道に戻り、

本格的な立証（証人調べなど）に入ってゆきます。引続き原告団の皆様の御支持・御協力をお願いします。

東京裁判とは、互いに補完し合って所期の目的を達成したいと思います。

第2 再処理裁判

《準備書面(171)陳述》

故意による大型航空機衝突に係る対策の不合理性—被告準備書面(51)に対する反論

1. はじめに

航空機落下事故は、原則として故意の場合は除外され、また落下確率が1年あたり 10^{-7} 回を超える場合には建屋の防護設計を要求されている。

しかし、9.11テロのような故意による（意図的な）大型航空機衝突という事態が想定されることから新基準はこのケースを重大事故等対策として位置付けている。その手段は可搬型設備（電源車、大型ポンプ車など）頼みになっている。



9.11 アメリカ同時多発テロ

2. 不十分な事故対策

事故対策は①緊急時対策所の設置（原発に要求されている特重施設までは不要）、②可搬型設備による対処、③その設備は恒設の建物から100m以上離隔し、頑強性のある設備に保管、④放水設備による放射性物質の放出抑制、とされる。しかし、

① 対策所は温度、圧力などの把握はできても、冷却、排気などの制御機能は望めないから、原発と同様の緊急時制御室は必要である。

再処理施設は原発に比べて反応条件が常温・常圧で、未臨界状態である、事象の進展が緩やかだから特重施設は不要というが、再処理施設は高レベル廃液のよ

うに原発を上回る危険かつ大量の放射性物質を保有しているし、事故対応は広範囲で複雑・迅速な対応作業を必要とする。重大事故対処設備は恒設かつ遠隔操作が可能なものにすべきである。

② 大型航空機が墜落すると大量の燃料が飛散・炎上し、現場における可搬型設備の使用は不可能となる。武力攻撃を意図した大型航空機の衝突には小手先の対応は無効で軍事的対処するしかない。

③ 可搬型設備の保管場所を恒設建屋から100m離れたのは同時損壊により事故対策が不可能になるからである。100mの根拠は大型機の翼幅を基準にしている。しかし墜落機が9.11のように2機の場合もあるし、大型機の墜落による損壊範囲は、日航機事故（機体は周囲200m四方に散乱）をあげるまでもなく100mを超える破壊を招く。

④ 放水砲などで衝突時の放射能を叩き落すのは戯画的であり実効性に疑問がある。

3. まとめ

以上のように、大型航空機墜落による被災は想像を超えるものであるから、可搬型設備での対処は不可能であり、頑健な設計と遠隔操作が可能な対策が必要である。しかし、このような対応には莫大なコストがかかるため安易・姑息な対策しかとっていない。新規則（33条、43条、46条）は合理性を欠き不備な基準である。

第3 高レベル裁判

《準備書面（16）陳述》

高レベルガラス固化体管理施設に係る変更許可の無効・違法性について

本件「六ヶ所事業所廃棄物管理施設」
立地から操業までの経過

1977年頃 電気事業者と英核燃料会社（BNFL）と仏核燃料公社（COGEMA）の間で再処理委託契約締結
1984.7 電事連が青森県と六ヶ所村に核燃3点セットの立地要請

1985.4 立地受入れ

1986.5 原子炉等規制法を改正し、「廃棄事業に関する規制」の章を新設。
事業所外廃棄と海外返還廃棄物の一時貯蔵を可能に。

1989.3 本件事業許可申請（4点セットに変貌）。

1992.4 事業許可処分

1994・1995 国との確約（30～50年後に搬出）

1994.12 基本協定（30～50年間の一時貯蔵）

1995.4 仏から第1回目のガラス固化体搬入。

2014.1 本件事業変更許可申請

法令上の高レベル放射性廃棄物の種類と廃棄の種類

図4

廃棄の法令上の区分	特定放射線廃棄物（最終処分法）	廃棄物の種類	廃棄（処分方策）の種類
第一種廃棄物埋設（原子炉等規制法第51条の2・1項1号） 放射能濃度が人の健康に重大な影響を及ぼすもの	第一種	ガラス固化体 海外再処理により発生した TRU 廃棄物	地下 300m 以上の地層に処分
	第二種	再処理・MOX 燃料加工により発生した TRU 廃棄物（さや管、押し金具、ヨウ素 129 廃銀吸着剤など）	一般的な土地利用・地下利用に対して十分な余裕を持った深度（地下 50～100m 程度）にコンクリートでトンネル型やサイロ型の人工構造物で作り埋設。
第二種廃棄物埋設（同法 51 条の 2・1 項 2 号） 上記以外のもの	低レベル廃棄物	比較的高いレベル	余裕深度処分
		比較的低いレベル（ドラム缶）	浅地中ピット処分（300～400 年管理）
		極めて低いレベル	浅地中トレンチ処分（単純な埋め立て・50 年程度の管理）
廃棄物管理（同法 51 条の 2・1 項 3 号）		上記埋設その他の最終的処分がされるまでの間において行われる管理（本施設による一時管理）	

本施設での貯蔵・管理対象廃棄物は海外返還廃棄物のうちガラス固化体のみである。

高レベル放射性廃棄物とは



高レベルガラス固化体運送中

1. 種類

高レベル放射性廃液

ガラス固化体 本施設に現在1,830本。
今後英国分が追加予定。

仏国回数	受入年月	本数	英国回数	受入年月	本数
1	1995.4.26	28	1	2010.3.9	28
2	1997.3.18	40	2	2011.9.15	76
3	1998.3.13	60	3	2013.2.27	28
4	1999.4.15	40	4	2014.4.23	132
5	2000.2.23	104	5	2015.9.16	124
6	2001.2.2	192	6	2016.10.21	132
7	2002.1.23	152			
8	2003.7.24	144			
9	2004.3.4	132			
10	2005.4.24	124			
11	2006.3.24	164			
12	2007.3.28	130			
合 計		1,310	合 計		520

将来の再処理分 25,000本。

TRU廃棄物

回収ウラン

使用済燃料(原発+六ヶ所) 18,500トン/U

使用済MOX燃料

2. 発生源 原発、再処理工場、 MOX燃料加工工場

本施設は原子炉規制法 § 51 の 2、1 項 3 号に違反

— 本件事業変更許可申請は不許可に！ —



ガラス固化体を収納する収納管(日本原燃HPより)

1. 立法趣旨 廃棄物管理=最終処分がなされるまでの間において行われる管理

⇒ 本施設は最終処分を大前提としたガラス固化体の一時貯蔵施設。

2. 以下の理由(根拠(1)~(4))により一時貯蔵期間内の搬出は現実的にも将来的にも不可能であるから、本施設の事業は法的根拠を欠き違法である。

根拠(1) 搬出期限徒過の事態は目前

1. 当初申請にも変更許可申請にも一時貯蔵期間の具体的記載はないが、国の説明、日本原燃の約束から「30~50年間」であることは争う余地がない。
2. 本施設にガラス固化体が初搬入されたのは1995年4月26日であるから、この分の搬出期限は2025年4月~2045年4月となる。その後の搬入分についてもほぼ1,2年おきに順次搬出期限が到来する。
3. 最終処分法に定める最終処分地選定の法定調査期間は3段階・合計20年、建設に10年、結局搬入までに合計30年間を要する。未だ一件の応募もない。上記搬出期限の徒過は目前であり、最終処分は時間的、客観的に不可能である。
4. 青森県を最終処分場にしない、期限までに搬出するという約束は確実に反故にされ、本施設すなわち青森県はなし崩し的に高レベルの最終処分場となる可能性が大きい。

根拠(2) 見せかけの処分場探し

1. 2000年に制定された最終処分法の実施主体であるNUMOは処分地を公募したが、唯一手を挙げた東洋町は住民の反対で取下げられた。この事態に業を煮やしたNUMOは「科学的特性マップ」を公表して自治体の応募を促す手法に切り替えた。
2. マップ作成と公募手法には法律上の根拠はなく、マップは原子力マネーに執着する自治体の応募意欲をそそることを意図した政治的手段であり、その実体は文献調査の先取りで法の規制を潜脱する違法措置である。

3. マップの適地選定の要件・基準は不合理である。例えば、地下水、活断層、地震、津波、火山など基本的な重要要件についての科学的情報が欠落しており、国民に誤った判断材料を提供するものである。
4. このように、マップは応募自治体を惑わせる悪質な詐術的な疑似餌のようなものであり、正しい処分場探しを阻害するものである。

根拠 (3) - 1 人工バリアの工学的欠陥

1. 一時貯蔵後の最終処分技術は工学的に未だ確立されていない。

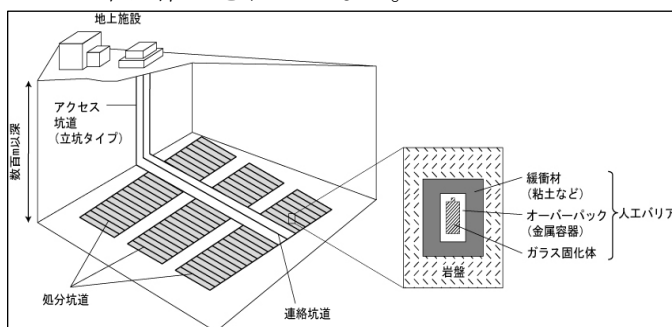


図1 地層処分の概念図

出所: 藤村・石橋・高木「高レベル廃棄物の地層処分はできるかⅡ」

http://geodispo.s24.xrea.com/katudo/IwanamiKagaku/kagaku2001_03.html

2. TRU廃棄物は、固化体より被ばく線量のピークが早く到来しその線量も高い。これを同じ処分場に埋設することは問題である。
3. 固化体封入時の溶接技術は未確立。
4. 地下水により固化体が数万年間腐食せず健全性を保てる実証的検証はなされていない。

根拠 (3) - 2 天然バリアの不存在

1. 日本国内に最終処分の適地は存在しない。
2. 最終処分の安全性は人工バリアと天然バリアの組合せで確保する計画と言うが、10万年単位の隔離期間に鑑み、現在の地質学では天然バリアの存否と持続を論じること自体が不可能である。
3. 埋設後の汚染除去、固化体の回収方法

は未解決。

4. 地質環境の劣悪性

日本は変動帯に位置し、地震・断層活動が激しい。地層も堅硬さと緻密さに欠けている。

5. 火山活動

日本列島は環太平洋火山帯の一部で世界で最も火山が集中する地域である。国内には111の活火山が活動中で太平洋沿岸（マップ緑色部分）の火山のない場所でも今後噴火が起る可能性を国も認めている。

6. 地下水環境

水脈などの深地下構造を実測することは困難で、逆にボーリング調査によって地下水路を創り出してしまう。

腐食防止対策に10万年という超長期先を科学的に予測する手法は確立していない。

水流が地震により流動特性を変える可能性があり、深部地下水の流れが遅いという一般論を安全対策の理由にすることはできない。

7. 以上から、国内で天然バリアとなる「適地」を捜すことは不可能である。

根拠 (3) - 3 地層処分中の事故の危険性

1. 世界には操業している高レベル廃棄物の最終処分場はないので、そこでの事故例は目下のところないが、類似の施設である米国にある軍事起源のTRU廃棄物の隔離パイロットプラント（WIPP）における2件の事故例がある。

日本国内では後述する瑞浪と幌延の研究施設内の坑道で、またドイツのアッセII岩塩坑跡で大量の地下水流出事故が起きている。

2. WIPPの事故は、岩塩搬送車が地下施設内で火災発生、作業員が被災した事例である。

この事故の10日後、地下の廃棄物処分室内で保管中のTRU廃棄物入りのドラム缶が爆発して放射性物質が漏出した。

2つの事故は、廃棄物を積載した搬送車両が坑内で火災を起こせば、放射性物質が地下、地上の環境中に放出される可能性を示唆している。

1. 国内における地層処分の研究開発は、次の2個所で行われている。
2. 1つは岐阜県東濃地域の瑞浪市における超深地層研究所である。同地域における調査研究は動燃事業団（機構）が担当し、「未固結岩以外の地層ならば適地」と報告したが、後に「物理的にも化学的にも人工バリアを設置するのに適した環境なら適地」と変更した。



瑞浪超深地層研究所(東濃地科学センターHPより)

機構は東濃で隠密裏に実地調査を繰返してきたが、1995年瑞浪での「超深地層研究所」構想を発表し、住民の反対を押し切って最終処分候補地の選定調査と地下調査を実施し、「2000年レポート」を作成。これが、最終処分法制定の基礎となっている。

しかし、瑞浪での調査結果からは深地層処分の有効性、安全性を裏付ける成果は得られず、逆に地層処分の困難性が浮き彫りになったにすぎない。

結局、2020年2月4日坑道の埋め戻しははじまり、瑞浪での計画は撤退を余儀なくされた。

3. もう1つは、北海道幌延町における深地層研究センターである。

1984年動燃事業団は幌延町に貯蔵工学センター建設計画を発表したが、同町が処分場になることをおそれた住民、知事、議会の反対などでこの計画は頓挫した。1998年科技庁は新たに「深地層研究センター」計画を立ち上げた。地元と機構との間で結ばれた三者協定により「核抜き、期限付き」の条件のもとに2001年センター開所。坑道内での試験は事故のため難航。研究期間が延長されたが、今もって研究段階であり、住民にはセンターの恒久化の懸念が強まっている。

1. 最終処分地が決定している国はフィンランドとスウェーデンのみである。しかし、実際に処分を実施した国はまだ存在しない。

候補地探しをしている国は、アメリカ、ドイツ、フランス、スイス、カナダ、日本などであるが、各国とも試行錯誤、白紙撤回を余儀なくされ候補地選定は難航しているのが実情である。

2. フィンランド

2001年ポシヴァ社が選定したオルキオ島を使用済燃料（ガラス固化体ではない）の最終処分サイトとする政府決定がなされ、2004年から地下特性調査施設（オンカロ）が建設中（約19億年前の古い安定した岩盤の地下400～450mに設置）。日本との違いは、処分地の地質学的安定性が確保されていること、地元合意を得るための十分な情報公開と民主的手続きがとられたという点である。



フィンランドの放射性廃棄物最終処分場「オンカロ」

3. ドイツ

福島原発事故を契機に脱原発政策を決定し、廃棄物処分が残された最大の課題となっている。対象廃棄物は使用済燃料、ガラス固化体、TRU廃棄物などである。

1979年に岩塩層での地層処分方針を決定し、アッセⅡ岩塩坑跡などでの試験、本命のゴアレーベンでの特性調査が行われてきたが、「サイト選定法」の制定により調査は中止、処分地選定のやり直しがなされた。ところが不適地とされたゴアレーベン候補地から除外されなかった（ゴアレーベン条項）。

その後最終処分問題は連邦政府の所轄に入り、選定手続を担う連邦レベルの住民参加組織として「社会諮問委員会」が設置されたが、透明性の高い公正なサイト選定ができるかが問われている。

4. アメリカ

2002年ネバダ州ユッカマウンテンが最終処分場サイトに指定された。ここでは使用済燃料とガラス固化体を地層処分（地下200～500m）する計画であった。

しかし、この処分場選定にあたり、ユッカマウンテン施設の性能評価が適合基準に違反していることが判明したり、地元州知事の反対などで選定は迷走したが、2002年ブッシュ大統領によって処分地選定がなされた。

ところがその後、環境保護団体の大量提訴、DOEのデータ偽造事件などの経過を経て、オバマ政権は2009年に計画凍結を発表した。これに伴い「ブルーリボン委員会」が設置されて代替案の検討がなされているが、政権交代後も処分場の具体的計画は立っていないのが現状である。

根拠（4）

日本学術会議の批判と提言

1. 日本学術会議は、内閣府の依頼に応じて、2015年4月「高レベル放射性廃棄物の処分に関する提言」を発表した。ここでは国の最終処分方策を批判するとともに12の提言を行なった。
2. その要点は①地上施設での廃棄物暫定保管（原則50年）。この間に地層処分のリスク評価とリスク低減策を検討する。②新たに発生する廃棄物の保管容量の確保（総量規制）③民主的な処分地選定の合意形成手続の制度化（委員会の設立）。
3. しかし、NUMOの説明会を聞く限り、この提言は一顧だにされず、生かされた形跡は全くない。

まとめ

本施設が原子炉等規制法第51条の2、1項3号の廃棄物管理（最終処分までの一時貯蔵）の要件を充たしていないことは、以下の諸点に照らして明白であり、本件事業変更許可申請は認められない。よって、変更許可処分は違法・無効となる。

1. 最終処分場の調査期間だけでも30年が予定されており、時間的にみても本施設からの期限内搬出は不可能であること。

しかも、未だ調査の第一段階である文献調査の応募は一件もなくその見通しもついていない。科学的特性マップはその要件・基準が不合理で最終処分について国民の理解を深めるものとは言えない。

2. ガラス固化体を超長期にわたって安全に処分できる技術は確立していないし、国内における研究開発も暗中模索状態で実証されていないこと。

3. 最終処分法は、3つの法定調査後に最終処分地を選定すると定めているが、活断層と火山が集中し、劣悪な地盤・地質で構成され、大地震、大津波、火山噴火の危険にさらされている日本列島内に「適地」は存在しないこと。

4. 現行の地層処分方策に対しては、日本学術会議や専門家から強い疑問と批判がなされ、事故例も報告されており、諸外国でも使用済燃料の処分地が選定された国は一部あるものの、実際の処分場操業の見通しは立っていない。他国では住民の反対で処分地探しは難航していること。

第4 被告原子力規制委員会の対応 《準備書面（52）を陳述》

原告が「外部人為事象」の一例として「電磁的障害」（規則§7）を挙げるが具体性を欠くと批判したのに対し、この障害は§10の「不正アクセス行為」として対応すると反論。

また新規制基準が旧法時代の安全審査指針の立地評価に係る規制を定めなかったのは不合理であると主張したのに対して、原子炉等規制法の改正及び新規制基準の制定により、重大事故対策により以前より厳しい規制がなされていると反論。

第5 次回裁判

今回は2020年6月19日（金）午後1時15分ラウンド法廷、1時30分から口頭弁論です。

今回の裁判は、コロナウイルス騒ぎで裁判所も神経質になっており、口頭弁論を短時間で終わらせようとして、いつもやっている原告準備書面の要約陳述（プレゼン）は次回まわしにしたいと申し出て、裁判はわずか10分ほどで閉廷となりました。コロナより放射能の方が怖いのにというささやきが傍聴席から漏れていました。今回は、裁判長転勤で新しい合議体が交代して審理にあたります。

原告側は六ヶ所断層、重大事故関連の準備書面を提出する予定です。被告側は、火山関連の新規制基準解説をするそうです。

今回はコロナも終息していると思いますが、多数の傍聴をお願いします。



「国策」＝核燃サイクルの要 再処理工場の運転差し止めを

宗教者核燃裁判

共同代表 中嶋 哲演

●宗教者たちが東京地裁へ核燃再処理工場の 運転開始差し止めを提訴、被告は日本原燃

まず旧稿(といっても、今年の3月中旬に執筆)の引用から始めることをお許しください。

これは、原発設置反対小浜市民の会の隔月発行紙「はとぼっぼ」第234号(4月号)の巻頭言として、私がこれまで抱き続けてきた問題意識の所在を表明しているものです。(小浜市・福井県内外の有縁の個人有志、諸団体・グループにも、同紙をメール便で約1700通送っています。)

「原発も核燃再処理工場もなぜ過疎地・辺境の地なのか?——3月9日、東京地裁へ、211名の宗教者・信仰者の原告団と3名の弁護士が、日本原燃株式会社を被告として、六ヶ所村(青森県・下北半島)の(使用済み核燃料)再処理工場の運転差し止めを提訴した(私自身もその一人として)。27年間に及ぶ青森地裁への核燃料サイクル阻止の先行訴訟に遅れること甚だしいのだが、首都圏をはじめ全国レベルの問題としてこの問題を共有していただくためでもある。

原発1基1年分の放射能を1日で放出するという再処理工場。その大事故時には、「フクシマ」をはるかに凌駕する惨禍をもたらすだろう。全生命圏と後世代をも脅かす同工場の稼働開始(23回の竣工延期を経ながらも、来年の運転開始をめざしている)をわたしたち宗教・信仰者は何としても許すわけにはいかない。

日本原燃は、沖縄電力をのぞく大手9電力会社と日本原電の共同出資会社であり、各ブロックの原発は例外なく過疎地に立地され、その電力は都市圏で消費されてきた。しかし、その原発群が生み出した使用済み核燃料、低・高レベル放射性廃棄物は、本州最北の下北半島に押し付けてきたのである。日本原燃の上記のような共同出資者に

思いを及ぼすとき、再処理工場に無縁で、責任ゼロの国民、宗教・信仰者は一人もいないはずだ。

本訴訟においては、65万人といわれた原発被爆者数を、原発被曝労働者の累計はすでに上回ったこと、かつての国策—植民地支配・侵略戦争に加担協力した宗教者・宗教界への反省を踏まえながら、「国策民営」の原発推進をどう批判するのか、「再処理」で抽出されるプルトニウムの軍事転用もあり得ることなども、倫理的・宗教的な観点や立場から追及、解明していきたい。

提訴当日の記者会見には、青森・宮城の3社、仏教・キリスト教関係社の取材、報道はあったが、全国紙の報道がなかったのは如何? 青森の問題として他所事、他人事としてとらえているからだろうか。メディアだけではなく、わたしたち自らの意識や運動のあり方も問われているにちがいない。(哲)」

●原子力行政を問い直す宗教者の会の歩みから

上記の提訴日記者会見には、青森・宮城の3社が上京、取材、報道しましたが、東京の司法記者クラブの全国紙は取材しながら一紙も報道しませんでした。(宗教界の数紙はさすがに取材、報道。) 前者の姿勢に、青森地裁の内外で長年にわたる核燃阻止1万人訴訟の原告団・弁護団のたたかいの歴史が反映されると痛感しました。他方、後者の姿勢は? その黙殺の理由が、「国策」としての核燃サイクルの要・再処理工場への批判や反対行動を取り上げること自体に、忖度や憚りがあるのだろうか。わたしたち宗教者の遅ればせの提訴に、重大な覚悟をせまられた次第です。

今回の「宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判」(略称、宗教者核燃裁判)をになう母体となった「原子力行政を問い直す宗教者の会」は、1993年7月に結成、各原発現地(六ヶ所村も)や地元自治体への視察・要請や省庁交渉なども重ね、97年10月には「国策＝原子力政策の転換を求める提言」をまとめました。原発労働者の被ばく問題にも注視し、福島第一原発震災後は、子どもたちの保養活動に重点が置かれています。

2017年の松山全国集会で司法への疑問が提起され、脱原発弁護団全国連絡会の方々との協議、青森地裁への訴訟原告団の浅石代表・山田事務局長との訪問・対談も経て、このたびの提訴に至ったわけです。

●先行訴訟と本件訴訟の連帯、相乗効果を

本「訴状」では、まず「請求の趣旨」として、「被告は、再処理工場を運転してはならない」と明記してあります。その「請求の理由」として、以下の9章（第1－第9）をかかげています。

①事案の概要、②当時者等、③管轄、④人格権に基づく運転差止請求権、⑤本件再処理

工場の概要、⑥使用済燃料、放射性廃棄物を後世に押し付けることの問題性、⑦本件再処理工場における放射性物質放出事故の危険性、⑧本件再処理工場で放射性事故が発生した場合の被害想定、⑨本件再処理工場の設置・運転が憲法上許容されない理由。

先行の「1万人訴訟」の論点と重なる事項も多いでしょうが、宗教者・信仰者の原告の立場や観点を重んじ、連帯と相乗効果を強めていけたらと願っています。

「核がもたらした悲劇を繰り返してはならない、子どもたちに被ばくを強要してはならない、これ以上次世代に核のゴミを押し付けるわけにはいかない、地方の犠牲のもとに電気を受け取っている大都会東京において・・・運転停止を求める訴訟」

①。②の日本原燃については前記の「はとぼっば」巻頭言を参照。「命への畏敬、命を脅かす者への厳しい訓戒、命をつなぐ権利」「戦争を防ぎ得なかった事実を懺悔、戦争につながる行為（核武装）を拒む」（④、⑥）、⑦には最もページが割かれていますが、詳細な科学技術論にふみこまず、福井地裁の樋口元裁判長の明快な理論に沿って展開されています。また最後の⑨では、真正面から原子力法制の現状や再処理工場の憲法違反が論じられています。

私は今、

「百万ドル夜景を前にしんと死の灰積もる音を聞きおり」（福井県若狭町 奥本守さん）

「東京は光の海かこの村は核燃施設野の雪明り」

（青森県弘前市 山川久美子さん）

の短歌を万感の思いをこめながら想起し、決意を改にしております。

ちなみに、結成宣言の一部と六ヶ所村（全国集会）宣言の一部を紹介しておきましょう。

「原子力の本質的にもつ、強者が弱者を権力とカネで支配する構造は、都市住民の過疎住民にたいしての、『北』の『南』に対しての、人間の人間以外の『種』に対しての、現代世代の将来世代に対しての、それぞれの差別性・暴力性だ。現地住民の、被曝労働者の、地球上のあらゆる動植物の、そしてこれから来たるべき一切の子孫の怨嗟のうめき声が聞こえないか」（1993年7月、結成宣言より）



2020.3.10 デーリー東北

六ヶ所核燃などを巡る動き

2020年

1. 31 日本原燃：2020～2022年度の再処理工場「使用計画」を原子力規制委員会に提出。再処理量は21年度下期は80トン、22年度は320トンで使用済燃料の受入れは21年度38体、22年度355体と見込む。
2. 4 小泉進次郎原子力防災担当相：原発などの事故の際に甲状腺被ばくを防ぐ医薬品「安定ヨウ素剤」を施設から30キロ圏内の住民にも積極的に事前配布するよう要請したと発表。
- 7 日本原電：敦賀原発敷地の地質データの記述を元資料から削除・書き換え。新規規制基準適合性審査会合で発覚。
- 12 青森県と六ヶ所村：日本原燃から申入れがあった再処理工場の冷却塔移設などに関する変更を了解した。
- 14 原告団：核燃研を開催（東京共同法律事務所）。
- 14 日本原燃：2021年度上期の再処理工場完工目標に向け、ガラス固化体製造技術の未経験者が増えたため、核燃料サイクル工学研究所（茨城県）に習熟訓練のため社員を派遣、訓練の様子を公開した。
- 17 使用済燃料中間貯蔵施設（むつ市）：約6年に及ぶ原子力規制委員会による審査会合が終結した。
- 18 原子力関連施設が立地するむつ、六ヶ所、大間、東通の4市町村の首長：梶山弘志経済産業相に核燃サイクル推進や原子力施設の早期操業・再稼働などを要望した。
- 21 原子力規制委員会：再処理工場の安全審査で、地震・津波分野で最終となる審査会合を開催。原燃の説明を了承し、設備分野と合わせて6年にわたった審査会合が一通り終了。
- 22 原告団：事務局会議を開催。
- 28 電源開発（Jパワー）：大間原発の運転計画で9年連続で「未定」と発表。
3. 2 日本原燃：低レベル放射性廃棄物搬入。東海第2原発から2号埋設対象廃棄物832本受け入れ。
- 4 東京電力：東通村に昨年度に続き企業版「ふるさと納税」として約2億円寄付。
- 6 原告団：核燃裁判。高レベルと再処理で準備書面をそれぞれ1通提出。
- 6 日本原燃：再処理工場で原子力防災訓練を実施。高レベル放射性廃液などが沸騰して機体の放射性物質が発生する「蒸発乾固」といった重大事故を想定し、対応手順を確認。
- 9 宗教者核燃裁判：211名の宗教者・信仰者の原告と3名の弁護士が、日本原燃を被告として、再処理工場の運転差し止めを東京地裁に提訴。首都圏をはじめ全国レベルの問題として、再処理の問題を共有するため。
- 13 日本原燃：再処理工場の事業変更許可申請の補正書（約1万ページ）を原子力規制委員会に提出した。
- 13 日本原燃：低レベル放射性廃棄物搬入。高浜原発から2号埋設対象廃棄物1,136本受け入れ。
- 15 原告団：事務局会議を開催。
- 19 原子力規制委員会：再処理工場の安全審査で、日本原燃が13日に提出した補正書に「不備の点が相当見受けられる」と指摘。合格の前提となる補正申請書を再提出するよう要請した。
- 19 日本原燃：東海第2原発から搬入した低レベル放射性廃棄物832本のうち1本の底部にサビが見つかったと発表。
- 25 毎日新聞：原子力規制委員会が非公開の事前会議で、関西電力に求める火山灰対策の2案を1案に絞り込む方針を決めた問題で、更田豊志委員長が2案を比較する資料を基に議論する様子を収めた音声記録を入手。更田氏はこれまでの記者会見で「資料を基に議論した事実はない」と繰り返し主張し、議事録の未作成は公文書管理法に抵触しないとの見解を示していたが、この説明が虚偽であることが明らかに。
- 26 原子力規制委員会：再処理工場の安全審査で、合格の前提となる補正申請書について、日本原燃に対し58カ所の修正（記載漏れが中心）を求めた。
- 26 東北電力：東通原発2号機の運転計画で9年連続で「未定」と発表。
- 26 使用済燃料再処理機構：2020年度の日本原燃に支払う再処理委託費を4,661億8千万円と見込む。
- 27 日本原燃：ウラン濃縮工場と高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに関する「設計・工事の方法の認可（設工認）」を原子力規制委員会から受けたと発表した。
- 30 日本原燃：低レベル放射性廃棄物搬入。柏崎原発と島根原発から2号埋設対象廃棄物1,312本受け入れ。
- 31 日本原燃：2020年度の使用済燃料と返還高レベルガラス固化体の受入れを4年連続でゼロと発表（新規規制基準に適合するための安全対策工事を終了していないため）。
- 31 日本原燃：2020年度受入れる低レベル放射性廃棄物を、美浜、高浜、大飯原発など国内9原発から計1万1530本の予定と発表。
4. 3 日本原燃：高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターについて、審査会合での指摘事項などを反映した事業変更許可申請書の一部補正を原子力規制委員会に提出。
- 3 原告団：核燃研を開催（Skype会議）。
- 8 原子力規制委員会の更田豊志委員長：再処理工場の稼働へ向けた安全審査に関し、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言を踏まえ、合格の判断は早くても5月中旬以降にずれ込む見通しと。
- 13 日本原燃：再処理工場の約1万ページの補正申請書の再提出を行った。
- 14 原子力規制委員会：新規規制基準の審査が日本原燃とテレビ会議で開催。再提出した補正申請書に指摘事項が反映されていないとの指摘に日本原燃が4月中の再提出を約束。

お知らせ

☆核燃裁判

日時：2020年6月19日（金）13:30～

場所：青森地方裁判所

会員・サポーター募集のチラシ同封してあります。

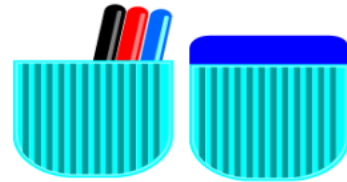
裁判闘争も30年を迎えようとして財政的にも厳しい状況です。一人でも多くの方にご理解とご協力をお願いしたいです。皆様の友人、知人にこのチラシでお声を掛けて頂きますようお願いいたします。

会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に、2020年度会費納入の振込用紙を同封いたしました。何卒よろしくお願い致します。

原告団総会について

例年ですと9月の裁判当日に講演会と後日に総会を開催していましたが、コロナウイルスのために今年は計画を立てれずにあります。開催日程が決まりましたらお知らせしますのでよろしくお願い致します。



カンパを戴いた方々です（敬称略）。ありがとうございました。

「個人情報保護のため、お名前の公表を控えます。」

編集後記

今回の裁判は、新型コロナウイルス感染の影響で原告準備書面の要約陳述は無しになり、次回に回されることになりました。

感染拡大は続き、毎年開催されてきた「3・11集会」、「4・9反核燃の日の集会」等々全ての集会や少人数の学習会等も開催できない状況になっています。止むを得ない状況だと思っています。

そんな中、福島原発事故で増え続ける処理汚染水を海洋投棄することを進めるために東電や経済産業省が動き、原発のテロ対策施設建設のための工事は続いています。今、原発事業者が率先してやらなければならないことは、作業員の新型コロナウイルス対策です。工事を中止し、定期点検中の原発については中断、運転中の原発も停止させて感染リスクを低減することです。事故が起きてからでは遅いのだから。

台湾、ドイツ、ニュージーランド、フィンランド、ノルウェー、デンマークなど、女性のリーダーたちがこの危機に素晴らしいリーダーシップを発揮しているという情報を見ました。

彼女らは国民に深刻さを訴え、誠実に向き合い、科学的事実に基づいて情報拡散を行い、コロナ感染拡大の対策を取っています。

一方、安倍政権下では、全てのことが後手後手に

回り、どれも信用できません。安倍首相はコロナ対策で「最悪の事態になった時、私が責任を取ればいいというものではありません」と責任逃れとも受け取れる発言をしています。

佐高信さんがサンデーモーニングで「安倍さんが首相である事が緊急事態」とさりげなく言っときは、思わず「そうだ、そうだ」と頷いてしまいました。

最後になりますが、六ヶ所再処理工場の安全審査の「審査書案」は5月中旬以降に出る見通しです。

再処理工場は動かしてはならない。伊藤 和子

会員・サポーター募集中！！ 核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

郵便振替:02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

会 員 /年間6000円（購読料共）

サポーター /年間3000円（購読料共）

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>